

## 令和6年度 医療廃棄物（感染性）収集運搬処理業務委託仕様書

### 1 委託業務

#### (1) 業務内容

当センターで日常発生する医療廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）に規定する感染性一般廃棄物及び感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集運搬及び処分を行うことを業務とする。

なお、中間処理（処分）は、自社又は資本関係のあるグループ企業等の処理施設で行うことを応札条件とする。最終処分（処分）も自社等で行うことが望ましい。

#### (2) 業務量

年間発生見込み量（処理必要量）：約 2,307,220 / 年

#### (3) 回収容器の仕様

当センターで排出する医療廃棄物は、一般廃棄物であるか産業廃棄物であるかを問わず、鋭利な物とそうでない物に区分し、前者はプラスチック容器又は金属管（以下「プラスチック容器等」という。）に、後者は段ボール箱に収納して排出することとしている。このようなことから、受託者は、業務の実施にあたっては下記の仕様による専用の廃棄物回収容器をその都度、提供する（契約金額に含まれる）ものとする。

なお、使用前のプラスチック容器等・段ボール箱等は本館地下1F（医療用廃棄物保管倉庫）へ納入すること。

#### (仕様)

プラスチック容器等 容積：20 程度（バイオハザードマークの表示付き）

医療廃棄物容器エコペール用ホルダー20 用（335mm×335mm×500mm）（ナビス社製）に対応可能であること。

プラスチック容器等 容積：50 程度（バイオハザードマークの表示付き）

医療廃棄物容器エコペール用ホルダー50 用（460mm×465mm×555mm）（ナビス社製）に対応可能であること。

段ボール箱 容積：60 程度（バイオハザードマークの表示付き）

神戸市規格45 も可とするが、大容積も臨時対応できること

医療廃棄物容器エコペール用ホルダー段ボール用（410mm×500mm×610mm）に対応可能であること。

#### (4) 留意事項

収集にあたって院内回収及び分別作業は要しない（清掃業者により事前回収）。

当センターが第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関であることに鑑み、処理方法にあたって特別の対応を求めることがある。

処理にあたって必要なマニフェスト（産業廃棄物管理票）の発行準備も業務に含む。処理方法にあたっては電子マニフェスト登録が望ましい。

マニフェストは、毎回の処理委託ごとに作成提供し、受託業者は、処理終了後、必要箇所を記入の上、速やかに委託側保存分を返却しなければならない。

当センターの担当者より、適正なごみ処理を行うため、ごみの処理量や処理に関する情報等につ

いて問い合わせをした場合は、内容に応じ、調査及び報告を行うこと。

法令に基づく現地調査を実施する場合は、随行や取り次ぎをするなどにより協力すること。

排出方法に疑義がある場合や業務に支障がある問題が発生した場合は、事の大小を問わず、速やかに担当者に報告しなければならない。

院内の感染症対策や環境衛生保持につき、院内の委員会等に出席を求められた場合は、これに参加する必要がある。

落札者である医療廃棄物処理業務の受託者（以下「受託者」という。）は最終処分までの業務遂行責任を負い、適切な廃棄物処理がなされるよう最終処分業者などの関係者に働きかけを行う必要がある。

## 2 収集場所

兵庫県立加古川医療センター本館地下1F（医療用廃棄物保管倉庫）

各医療従事者により梱包され、院内の清掃事業者により、保管倉庫へ運ばれる。

## 3 委託期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までとする。

ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件で更新契約書を締結し、この契約を更新できるものとする。その後、令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

## 4 回収日・時間

毎日（日曜日・元旦を除く）午前9時から午後5時30分までの間に回収を行う。

## 5 積算方法等

### (1) 入札金額

入札書には、プラスチック容器等 20 程度につき 1 あたりの処理単価（収集運搬費及び処分費）、プラスチック容器等 50 程度につき 1 あたりの処理単価（同）、段ボール容器等 60 程度につき 1 あたりの処理単価（同）に年間見込容量を乗じて、年間見込金額を算出し、その合計額を入札金額として記載する。

契約に際しては、入札書の積算内訳に記載の単価により契約する。収集運搬と処分、それぞれの契約となることを踏まえ、処分を他の業者に依頼する場合は、記載金額に留意すること。

### (2) 含まれる費用

収集運搬費用

中間処理費用

最終処分費用（発生する場合のみ）

マニフェスト発行手数料

その他、収集・処理に際して要する費用（回収人件費等）

## 6 支払方法

毎月月末に、返却マニフェストの記載数量を基準に締めを行い、各回収容器数と単価との積により、支払金額を算出し、消費税額を加算の上、当センターの担当者に請求書を提出する。

なお、請求書には、内訳として、それぞれの回収容器ごとの回収個数及び回収量( )を記載する必要がある。

当センターは、請求内容が適正であるかを確認の後、翌月末、口座振替により受託者に全額を支払う。

## 7 業務管理上の留意事項

- (1) 受託者は、業務の適正な実施及び接遇について必要な教育・訓練を実施する必要がある。
- (2) 受託者は、事前に業務従事者の氏名を記載した名簿を提出すること。また、変更する場合も同様とする。
- (3) 受託者は、常に業務従事者の健康に留意し、各業務従事者が感染の恐れのある疾患等に罹患したときは、当該者を業務に従事させてはならない。
- (4) 業務の適正な実施及び当センター内の秩序維持の観点から、院長が受託者の業務従事者を不相当と判断した場合は、その変更を命ずることができる。
- (5) 業務遂行にあたり、法定されている事項、一定水準の業務を行うために必要不可欠な事項に対応する費用については、受託者が負担する。
- (6) 収集運搬作業中は、交通事故、物損その他事故防止に十分留意し、センター内施設又は第三者に損害を与えた場合は、受託者においてその賠償責任を負う。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、契約時及び必要時に当センター側と協議のうえ定める。

## 8 落札後の手続

### (1) 契約準備等

#### ア 契約締結協議

落札者は、当該仕様書に基づいて当センターと契約内容の詳細について協議する。この際、落札者は契約に係る有効期間内の兵庫県の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(感染性廃棄物)及び特別管理産業廃棄物処分業許可証(感染性廃棄物)の写しを提出しなければならない。

#### イ 納税証明書等の提出(兵庫県物品関係入札参加資格を有しない場合のみ)

他の処分業者に処分を依頼する場合において、当該処分業者が兵庫県の物品関係入札参加資格を有しない場合は、当該処分業者が、県税(兵庫県)につき滞納がない旨の証明書(原本)を提出する必要がある。(兵庫県内に事業所又は営業所を有しない場合等で課税実績がない場合は、別に定める誓約書の提出を求める。)

#### ウ 契約保証金等(契約金額200万円以上の場合のみ)

年間見込金額が200万円(税込)以上である場合は、兵庫県病院局会計規程第95条に基づき、確実な履行を保証するため、契約予定者は、年間見込金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の契約保証金を当センターに納付する必要がある。

ただし、当該契約につき保険会社との間で、当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書(原本)の提出があった場合等同条但書各号に該当するときは、納付の必要はない。

### (2) 契約

ア 契約内容は、契約時仕様書に基づいて決定する。

イ 契約書は原則として事務局において原案を作成する。契約書には、暴力団排除に関する規定、個人情報保護に関する規定を含む。

ウ 契約に際しては、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)に基づき、暴力団排除に関する誓約書の提出を求める。

エ 契約締結後において、契約書に虚偽の記載等があった場合や適正な処理がなされていないことが判明した場合は、契約を解除する場合がある。その他、法令又は契約書に反する事項があった場合は、損害賠償又は解除、入札指名停止等の必要な措置を講じることがある。

#### 9 入札にあたっての注意点

- (1) 入札は、配付資料（入札通知書等）の記載によるほか、地方自治法令及び地方公営企業法令並びに兵庫県病院局会計規程の定めにより、実施する。
- (2) 入札者は、上記法令等を遵守し入札に参加するものとし、規定に反したことで被る不利益を甘受する責任を負う。